

# 行橋市建設工事競争入札参加者の格付要綱

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、行橋市建設工事等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（昭和56年規則第12号。以下「規則」という。）第8条に規定された競争入札に参加する建設業者（以下「業者」という。）の等級別格付を行うにあたり、必要な事項を定める。

## (総合点数)

**第2条** 規則第8条第2項に規定する有資格者の格付けは、客観的事項に係る数値（以下「客観点数」という。）と主観的事項に係る数値（以下「主観点数」という。）を合算した点数（以下「総合点数」という。）により行うものとする。

## (客観点数)

**第3条** 客観点数は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査の工事種類別の総合評点とする。

## (主観点数)

**第4条** 主観点数は、次の各号により算定した点数の合計点とする。

- (1) 規則第2条に規定された申請書を提出する前年度及び前々年度に完成した請負金額が130万円を超える種類別の工事に係る行橋市建設工事成績評定要領（平成20年7月1日施行）第5条第4項の工事成績評定表による評定点合計（完成工事が2以上あるときは、その平均点（小数点以下を切り捨てた値）とする。以下「評定点」という。）が65点を減じた点数に5を乗じた点数（ただし、評定点がないときは、0点とする。）
- (2) 規則第2条に規定された申請書を提出する前年度において、行橋市指名停止等措置要綱（平成19年7月行橋市告示第77号）第3条及び第4条に規定する指名停止の措置を受けているときは、指名停止の月数にマイナス5を乗じた点数（ただし、指名停止の月数が1ヶ月に満たない場合は1ヶ月とする。）
- (3) 規則第2条に規定された申請書を提出する年度の4月1日において、自社で電気自動車等（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車をいう。）を所有しているときは、その台数にかかわらず5点

## (業者の等級別格付)

**第5条** 業者の等級別格付は、第2条に規定する総合点数に応じて、別表により行うものとする。

附 則

この告示は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表

等級区分及び総合点数	
等級	総合点数
A	695点以上
B	615～694点
C	535～614点
D	535点未満